

には、被害者が第三者に対し過失を斟酌して定められた額の損害賠償請求権を有するにすぎないので、国に移転する損害賠償請求権も過失を斟酌した後のものであることを判示したのであり、被害者が有する請求権と保険者が代位取得した請求権の優劣関係は判示したものでなく、同様に、本件とは事案を異にする。なお、被告は、保険者が優先的に損害賠償請求権を行使できるという前提に立たないと、加害者は本来賠償すべき金額の一部を免れる結果になる旨主張するが、例えば、被害者が被った損害額が一〇〇万円、被害者の過失が二割、保険者が三〇万円の給付をした事例で考え、過失相殺後の八〇万円の損害賠償請求権のうち、三〇万円が保険者に移転し、残五〇万円を被害者が保有する結果になるにすぎず(なお、九〇万円の給付がされても、加害者に対する損害賠償請求権は八〇万円であるから、それが保険者に移転することになる)、被害者と保険者が有する各損害賠償請求権の優劣関係を論じるまでもなく、加害者において賠償すべき額の一部を免れることにはならない。

三 以上のとおり、原告は、被告に対し、大阪市長に優先して一六条請求権を行使することができ、自賠責保険の傷害の保険金額である一〇〇万円の支払を求める原告の請求は、理由がある。

よって、主文のとおり判決する。
(裁判長裁判官 大島眞一 裁判官 平井健一郎 中村仁子)

▽日本企業の台湾法人に対する
売買代金請求につき、国際裁判
管轄権が否定された事例

〔売買代金請求事件、横浜地裁平一七(ワ)三二八号、平一七・六・一六民九部判決、却下(確定)〕

一 本件は、日本企業であるXが、台湾法人であるYに対し、売買代金を請求した事案である。本件においては、日本に国際裁判管轄があるか否かが争点となり、裁判所は、この点について判断するために審理を終結し、本判決を言い渡した。

二 Xは、日本に国際裁判管轄がある理由として、①Yは日本で実質的・継続的に商業活動を営んでいる、②Yは日本に子会社A社を有し、同社は実質的にはYの営業所として活動しているから、A社は民法五五五号、四四五項の「営業所」にあたる、③本件売買契約の準拠法は日本法とされていることやYがA社を通じて日本で商業活動を営んでいることからすれば、Yに日本での応訴を強いても当事者間の公平を害しないと主張した。

三 しかし、本判決は、国際裁判管轄の有無に関する最高裁判決(最二判昭五六・一〇・一六民集三五・七・一一四、本誌一〇二〇・九、最二判平八・六・二四民集五〇・七・一四五一、本誌一五

七八・五六、最三判平九・一一・一一民集五一・一〇・四〇五五、本誌一六二六・七四)の判断基準を判示したうえ、①「実質的・継続的に商業活動を営んでいる」ことから直ちに国際裁判管轄権を肯定することはできない、②A社はYの子会社ではなく、法的にはYから完全に独立した別法人であり、実質的にYの「事業所又は営業所」として機能しているとは認められないから、本件訴訟については、日本に民法五五五号、四四五項の規定する裁判管轄はない、③本件訴訟について、日本に国際裁判管轄権を肯定すべき事情は見いだせないと判断し、本件訴訟は、日本に国際裁判管轄権がなく不適用法であるとして、本件訴訟を却下した。

四 Xの前記①の主張は、米国法のいわゆる継続的事業活動の法理に依拠した主張と解されるが、この法理については、規定がない状態で条理解釈によつて継続的事業活動を一般的に事件についての国際裁判管轄の根拠とするのは、管轄についての当事者の予測可能性、管轄の安定性を損なうおそれがあるとの指摘があり(野村美明「法人その他の社団・財団の管轄権」新・裁判実務大系三六六、本判決もこの主張を採用しなかった。また、Xの前記②の主張に関しては、「外国会社が日本における子会社を通じてわが国で継続的・実質的に事業活動を営んでいる

限り、国際裁判管轄が認められる。」との見解(松岡博・判評三四三〔本誌一三三九・二〇四〕)があるが、日本における子会社を通じて外国の親会社に国際裁判管轄を及ぼすためには、子会社の法人格を否認してその行為を親会社のものであるべき特別の事情が必要である(前記・野村六五)。

本判決は、国際間の取引事例について、国際裁判管轄の有無について判断した事例であり、特に、いわゆる継続的事業活動の法理を採用しなかった事例として、実務の参考になると思われる。

〔参照条文〕 民法五五五・四四五

〔当事者〕 原告 CGI株式会社

同代表者代表取締役

クリスチャン・

ウィルヘルム

同訴訟代理人弁護士

寺島秀昭

同 森本哲也

被告 連展科技股份

限公司

同代表者董事長

林肇聰

同訴訟代理人弁護士

阿部隆徳

〔主文〕 一 本件訴訟を却下する。

二 訴訟費用は原告の負担とする。

〔事実及び理由〕 第一 当事者の求めた

裁判

一 原告

(1) 被告は、原告に対し、八八〇万円及びこれに対する平成一六年八月二日から支払済みまで年六分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

(3) 仮執行宣言

二 被告

(本案前の答弁)

主文同旨

第二 事案の概要

本件は、原告が、台湾の法人である被告に対し、フェルール(光ファイバーの接続部品)製造機械設備一式(以下「本件機械一式」という。)を売却したとして、売買契約(以下「本件売買契約」という。)に基づき代金支払請求権に基づき、八八〇万円及びこれに対する平成一六年八月二日(本件機械一式の稼働確認後三〇日を経過した日の翌日)から支払済みまで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。被告は、本件については、我が国に国際裁判管轄がないことを理由に訴えの却下を求めた。

なお、本件の審理は、当事者双方の希望により、本件の国際裁判管轄の存否について判断するために終結された。

一 争いのない事実等

(1) 原告は、電子部品の製造・販売等事業とする日本の株式会社である。
(2) 被告は、パソコン等の電子機器に用

いる周辺機器の製造・販売等事業とする台湾の法人である。
(3) 連展科技株式会社は、電子機器・電子部品の製造・販売等を目的とする日本の株式会社である。
二 国際裁判管轄に関する原告の主張
本件訴訟については、以下の理由により、我が国に国際裁判管轄権がある。
(1) 被告が我が国で実質的・継続的に商業活動を営んでいること
国際裁判管轄権の有無を左右するのは、本件訴訟と我が国との法的関連の有無である。

被告は、本件売買契約以前から原告のフェルールを購入し、日本国内に顧客を有し、被告の日本法人でもある連展科技株式会社が被告製品の販売及びアフターサービスをしており、被告の役員も定期的に日本に出向き、日本の顧客に対して日本法人の担当者と共に営業をしていた。さらに、被告は連展科技株式会社の設立に先立って平成一二年一月に、東京と大阪で開催された商談会(「台湾携帯端末産業セミナー&商談会」)に出展している。このように、被告は日本において実質的・継続的に商業活動を営んでおり、その一環として本件売買契約が締結されたのであるから、本件訴訟と日本との法的関連は強固である。

(2) 民法五五五号、四四五項による管轄の発生

ア 被告とされる外国企業が日本に子会社を有し、その子会社が実質的には親会社

の手足となる営業所として活動しているような場合には、当該親会社に対する日本の裁判管轄を認めるのが当事者間の公平や裁判の適正を期するという観点から望ましい。被告は、横浜市内に連展科技株式会社という子会社を有している(なお、同社の定款上は、同社の発行済株式のすべてを同社代表取締役の劉中一が引き受けたことになっているが、被告のホームページ上で同社が「Subsidiary」の一つとして紹介されていることからすると、同氏は名目上の株主にすぎず、実際に同社に出資したのは被告と解される。)

そして、同社が専ら日本における被告製品の販売及びアフターサービスに従事していること、被告自身が自社ホームページ上で同社を「branch」と紹介していること、同社の三名の取締役のうち二名が被告の取締役と重なっていることにかんがみると、同社は形式的には被告とは別法人であるものの、被告の完全な支配下にあり、実質的には被告の「事務所又は営業所」として機能していることは明白である。

イ また、原告と被告が平成一六年三月に原告の工場などにおいて本件物件の検品を含む出荷作業を行った際、被告の代表者である林肇聰を含む被告関係者に加えて、連展科技株式会社の従業員もこれに立ち会っていること、本件物件の輸送費は、当初、同社が支払うことになっていたこと、その後、被告自身が輸送費を支払うことと

なったが、支払に関する書類が原告と同社との間でやりとりされていること、平成一六年四月二日、同社の林が本件に関するFAXを原告の二官理香宛に送信していることにかんがみると、同社が本件契約に関与していたことは明らかである。
ウ しかしがって、連展科技株式会社は民法五五五号、同法四四五項の規定する「営業所」であり、同条に基づき、本件訴訟については、我が国に国際裁判管轄権がある。

(3) 当事者間の公平

本件売買契約の準拠法は日本法とされており、一般的に、法解釈は、準拠法国の裁判所が、これを最も適正かつ効率的になし得ることからすれば、原告のみならず被告も、日本での訴訟をある程度は予想できたはずである。

そもそも被告は連展科技株式会社を通じて日本で商業活動を営み、日本の法制度の恩恵を受けているのであるから、そのような被告に日本での応訴を強いても当事者間の公平を害することには決してならないはずである。

三 被告の主張

本件訴訟については、以下の理由により、我が国に国際裁判管轄権はない。

(1) 被告が我が国で実質的・継続的な商業活動を営んでいることからは、我が国に国際裁判管轄が生じないこと
外国企業が日本において実質的・継続的商業を行っている場合には、日本と法的関

連を有し、国際裁判管轄が肯定されるべきであるという原告の主張（米国法上のいわゆる *doing business* 理論）を制定法主義を採る我が国に導入するとなれば、当然のことながら立法によらなければならない。原告の上記主張は、判例法によって採用されるべき理論ではないから、失当である。

(2) 民訴法五条五号、四号五項による管轄が生じないこと

ア 連展科技株式会社の株主は、同社代表取締役である劉中一（一名のみであり、被告は同社の株式を一切保有していないから、同社は被告の子会社ではない。このように、同社は被告の別法人である上、資本関係はなく、代表取締役も異なり、同社は被告以外にも多数の会社と取引を行っているものであり、同社と被告との関係に法人格否認の法理が適用される場面でもない。したがって、連展科技株式会社は被告の日本における営業所ではない。

イ 仮に連展科技株式会社が被告の日本における営業所であると解されたとしても、本件においては、営業所が存在するかということ、被告に対する国際裁判管轄が肯定されるわけではない。

外国の営業所の業務に関する訴訟を日本国内で提起することを認めることは、当事者間の公平に反する。民訴法五条五号、同法四号五項によって裁判管轄が認められるのは、日本における事務所又は営業所の業務に関するものに限られるべきである。ところが、本件においては、同社は本件売買契約

約に関与しておらず、本件売買契約は同社の業務に関するものではないから、裁判管轄があるということはできない。

(3) また、仮に営業所所在地等としての裁判管轄が我が国に存在するとしても、本件においては、①被告は台湾で訴えを提起されることは予想していたものの、日本で訴えを提起されることを予期しておらず、被告に日本における応訴を強制することは、当事者間の公平を著しく害すること、②原告は台湾における訴訟を遂行する資力・能力を十分に有しているから、台湾での再提訴を強いても当事者間の公平を害することにはならないこと、③本件の解決にとって重要な証拠方法（被告従業員等）が台湾に存在すると思料されること、④仮に判決があったとしても、台湾にとつての外国判決である我が国の裁判所の判決を、我が国と外交関係を有しない台湾が承認・執行することができるといふ困難な問題が存在することの諸点にかんがみれば、本件訴訟については、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情が存在するというべきである。

第三 争点に対する判断

一 被告は、本案前の答弁として、日本の裁判所は、本件訴訟について国際裁判管轄権を有しないと主張するので、この点について判断する。

ところで、被告が外国法人である民事訴訟について、どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、条

約等の国際的に承認された一般的な準則が存在せず、国際的慣習法の成熟も十分ではない現状の下では、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従ってこれを決定するのが相当である。

そして、我が国の民訴法の規定する裁判管轄のいづれかが日本国内にあるときは、特段の事情がない限り、被告を我が国の裁判管轄に服させるのが相当であると解すべきである。

なお、原告は、被告が実質的・継続的に商業活動を営んでいることから直ちに本件訴訟につき我が国の国際裁判管轄が肯定される旨の主張をしているけれども、「実質的・継続的に商業活動を営んでいる」という概念自体が基準として必ずしも明確ではないから、上記主張を採用することはできない。

二 前記争いのない事実等に八証拠略を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 当事者等

ア 原告は、電子部品の製造・販売等を業とする株式会社である（なお、原告は、平成一六年八月にその商号を「セラゲート・インダストリー株式会社」から「CGI株式会社」に変更している。代表取締役は、クリスチャン・ウィルヘルム及び二宮理香である。

イ 被告は、パソコンなどの電子機器に用いる周辺機器の製造・販売等を業とする、台北に本店を有する台湾法人であり、代表取締役は林肇聰である。また、被告は

英語名を「Advanced Connector Inc.」(略称「ACON」といふ)、同名義で自社ホームページを管理している。

イ IT Resources Pte. Ltd. (以下「IRP」といふ)は香港法人であり、原告の代表取締役であるクリスチャン・ウィルヘルムが株主の一人であり、かつ、取締役を務めている。

ウ New Power Trading Limited (以下「NPT」といふ)はサモア独立国において設立された、被告の関連法人である。

エ 連展科技株式会社は、電子機器・電子部品の製造・販売等を目的とし、日本における被告製品の販売及びアフターサービスを行っている株式会社である。同社の発行済株式総数は二〇〇株であるが、これはすべて同社の発起人で、現代代表取締役の劉中一が同社の設立に際して引き受け、保有している。同社の取締役は三名おり、うち林肇聰及び陳鴻儀の二名は被告の取締役に就任している。また、被告のホームページ上で同社は「Branch」ないし「Subsidiary」として紹介されている。

(2) 本件売買契約

ア 本件売買契約の内容は、以下のとおりである（なお、原告は、本件売買契約における実質的売主は原告、実質的買主は被告であると主張している。）。

契約締結日：平成一六年三月八日
売主：IRP
買主：NPT

目的物：本件機械一式
売買代金：八八〇万円
弁済期：① 代金の二〇%を本件売買契約の締結時に支払う。

② 代金の七〇%を本件機械の船積み前（ただし、平成一六年三月一九日を最終期限とする。）に支払う。

③ 残金は、中国において本件機械の組立て・操作に成功して三〇日経過した時点で支払う。

支払方法：下記指定口座に電信送金する。

銀行：Hang Seng Bank Ltd. (本店)
Swift：HASE HK HH
銀行住所：83 Des Voeux Road Central, HK
受取人：口座番号△略▽ (P)口座
IT Resources Limited

三 ところで、本件訴訟について、我が国に民訴法五条五号、四号五項の規定する裁判管轄が認められるかについて検討する。

原告は、連展科技株式会社について、それが被告の子会社であり、かつ、被告の完全な支配下にあり、実質的には被告の「事務所又は営業所」として機能していること

約に「事務所又は営業所」には該当しないから、本件訴訟については、我が国内に同法五条五号、四号五項の規定する裁判管轄はないものといわざるを得ない。

四 その他本件全資料を精査しても、本件訴訟について、我が国の民訴法が規定する裁判管轄を我が国内に認めるべき事情及び我が国に国際裁判管轄権を肯定すべき事情は、これを見いだすことができない。

五 以上のとおり、本件訴訟については、我が国に国際裁判管轄権がなく不適法であるから、これを却下することとし、訴訟費用の負担につき民訴法六一条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 土屋文昭 裁判官 一本 文智 吉岡あゆみ)

知的財産権

○神奈川県三浦郡葉山町の肉牛生産団体の主宰者が「三浦葉山牛」の文字商標を登録出願したのに対し、登録を拒絶した特許庁の審決が維持された事例

審決取消請求事件、知的財産高裁平一八(一)一〇〇五四号、平18・6・12第二部判決、棄却(確定)

一 事案の概要

原告Xは、神奈川県三浦郡葉山町で肉牛の肥育・出荷を行っている農場主である。Xらは、同町内及び隣接市町村（いずれも三浦半島内）所在の農場主十数名と共に「三浦半島酪農組合連合会」という団体を形成し、組合員の出荷する肉牛のうち高品質のものに「三浦葉山牛」という商標を付し、高級牛肉としてのブランドを形成すべく活動している。

Xらは、「三浦葉山牛」を毛筆の行書体で縦書きした本件商標につき特許庁に登録出願をしたが、拒絶査定を受け、これに対する不服の審判請求も不成立とされた。そこで、Xらが審決の取消しを求めて出訴したが本件である。

二 争点

Xらは、審決の判断のうち、本件商標が商標法三条一項三号（その商品の産地、……を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標）に該当するとの点は争わず、同条二項（使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であること）を認識することができるもの、「いわゆる「特別顕著性」を有する商標」に該当しないとの点のみを争った。

三 本判決

本判決は、「三浦葉山牛」というブランドが一定の知名度を獲得していることは認めつつ、それは、あくまでも「三浦半島の葉山町で生産された高品質の牛肉」の名称として著名であるにとどまり、Xらという特定の生産者の業務に係る商品であることまでが需要者に認識されているとまではいえない、としてXらの主張を排斥した。

四 説明

1 本件出願は、地域団体商標の制度を導入した平成一七年の改正商標法（平成一八年四月一日施行）の施行前になされたものである。

本件出願に適用される同改正前の商標法の下では、いわゆる地域ブランドを文字のみで商標登録しようとする場合、商標法三条一項三号に該当するとされ、また、同条二項の「特別顕著性」を獲得したとの認定を受けること

判例時報 1941号